

社会福祉法人 ラ・クール  
ショートステイ ながめの郷  
(従来型 介護予防指定短期・指定短期入所生活介護)

運 営 規 程

(目的)

- 第1条 この運営規程は、社会福祉法人ラ・クールが設置運営する指定短期入所生活介護ながめの郷及び介護予防指定短期入所生活介護ながめの郷（以下「当施設」という。）の運営及び利用について必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の円滑な運営を図る事を目的とする。
- 2 この規程は、社会福祉法人ラ・クールが設置運営するショートステイながめの郷の運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規程における「管理者」は「施設長」、「従業者」は「職員」に、それぞれ読み替えるものとする。

(基本方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、生活相談員等は、利用者の心身等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営ことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 当施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 当施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ ながめの郷
- (2) 所在地 群馬県みどり市大間々町桐原 1511 番地 1

(定員)

第4条 当施設の定員は、10名とする。

2 1居室あたりの定員及び居室数は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 1居室当りの定員 1名

(2) 居室数 10(個室)

(従業者の職種及び定数)

第5条 当施設に次の従業者を置く。

(1) 管理者(施設長) 1名

(2) 事務員 1名以上

(3) 生活相談員 1名以上

(4) 介護職員 4名以上

(5) 看護職員 1名以上

(6) 機能訓練指導員 1名以上(看護職員との兼務可)

(7) 嘱託医師 1名

(8) 栄養士 1名以上

(9) 調理師等

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(職務)

第6条 従業者の職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(施設長)

当施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときは予め理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

(2) 事務員

当施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練をいう。

(7) 嘱託医師

利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(8) 栄養士

利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

(9) 調理員

利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

2 従業者は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携を常に考慮しなければならない。

3 従業者は、別に定める「介護技術マニュアル」に従って業務に従事し、必要に応じてマニュアルの改善の提案を随時行うこととする。

4 日中については、常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。

(事務分掌)

第7条 従業者ごとの事務分掌及び日常業務の分担については管理者が別に定め、入居者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

(会議)

第8条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

(1) 運営会議

(2) 責任者会議

(3) 施設サービス計画に関する会議

(4) 利用者に提供する食事に関する会議

(5) その他管理者が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は管理者が別に定める。

(短期入所生活介護の内容及び利用料金等)

第9条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 健康チェック

(4) 送迎

(5) 夜間看護体制

2 当施設は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額のどちらか低い額とする。

(1) 滞在費 従来型・個室 1, 171 円 (1日あたり)

(2) 食費 1, 445 円 (1日あたり)

内訳 朝食 420 円、昼食 605 円、夕食 420 円

(3) 理美容代 実費

(4) その他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費

3 当施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

4 当施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受ける場合は、当該サービス内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、みどり市、桐生市、伊勢崎市、太田市、前橋市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行

う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る
- (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(サービスの提供の記録)

第12条 当施設は、指定短期入居生活介護・介護予防指定短期入居生活介護サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(介護)

第13条 介護は、利用者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行わなければならない。

- (1) 利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うための適切な支援
- (2) 心身の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴ができない場合は清拭）
- (3) 排泄の自立についての必要な援助
- (4) おむつを使用させざるを得ない利用者について、排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- (5) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援
- (6) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制の整備

(食事の提供)

第14条 食事の提供にあたっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の状況及び嗜好を考慮して献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

2 管理者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

- 3 予定献立は1週間単位で作成し共同生活室に提示する。
- 4 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
- 5 食事の提供は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない利用者にあつては、居室に配膳し、必要な食事補助を行うものとする。
- 6 検食は、食事の前か遅くとも同時に実施するものとし、実施に関して必要な事項を管理者が別に定める。
- 7 調理業務に従事する職員にあつては、特に身の清潔に留意するとともに、月1回以上の検便を受けなければならない。
- 8 調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用トイレは関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておかなければならない。

(相談及び援助)

第15条 当施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第16条 当施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 当施設は、常に利用者の身元引受人（家族等）との連携を図るとともに、利用者とその身元引受人（家族等）との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第17条 当施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第18条 介護又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用機材器具を備え付けるものとする。

(面会)

第 19 条 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し当施設の確認を得て面会しなければならない。また、面会時に持参した物品、飲食料品、薬等は、必ず当施設に伝えねばならない。

(身上変更の届け出)

第 20 条 利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに当施設に届け出なければならない。

(禁止行為)

第 21 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 当施設が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること
- (2) 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること
- (3) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること
- (4) その他当施設が定めたこと

(損害賠償)

第 22 条 利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

(緊急時等の対応)

第 23 条 当施設は、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの配置医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等、利用者の病状の急変等に備えるための対応方針を定める。

(非常災害対策)

第 24 条 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 当施設は、非常災害対策に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 利用者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 25 条 当施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認めるとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は、受けようとしたとき

(入所者に関する市町村への記録)

第 26 条 施設サービスの実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供においては、次に掲げる記録を整備するものとする。

(1) 施設サービス提供に関する記録

イ 施設サービス提供に関する記録

ロ 施設サービス提供の状況及び入所者の施設での生活に係る記録

(2) 第 24 条に規定する市町村への通知に係る記録

2 前項に掲げる記録については、その完結の日から 2 年間据え置くものとする。

(勤務体制の確保)

第 27 条 当施設は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるにあたっては、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。

3 当施設は、当該施設の従業者によってサービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 当施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第 28 条 当施設は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

(掲示)

第 29 条 当施設は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、嘱託医、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他サービスの

選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持)

第30条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 当施設は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情等への対応)

第31条 当施設は、施設サービスに関する利用者や身元引受人（家族等）からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情対策窓口を設置し、苦情を受け付けたときには速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 当施設は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 当施設は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(地域との連携)

第32条 当施設は、その運営にあたっては、地域との交流を密に図るものとし、行政及び地域住民等の求めにも柔軟に対応したものとする。

(事故発生時の対応)

第33条 当施設は、事故発生又は再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針整備

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性のある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施

2 当施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び利用者の身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措

置を講じるものとする。

- 3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(身体拘束等について)

第 34 条 当施設は、原則として利用者に対する身体拘束等を行わない。

ただし、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ為、緊急やむを得ない場合には、利用者及びその家族等に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲で行うことがある。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には以下の手続きによる。

(1) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束に係る様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。

(2) 利用者又はその家族に説明し、その他方法が無かったか改善方法を検討する。

(3) 身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等については毎月検討を行い、その結果は利用者又はその家族に説明をし、同意を得る。

(高齢者虐待防止について)

第 35 条 当施設は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、以下に掲げる措置を講じる。

(1) 施設長を虐待防止に関する責任者に任ずる

(2) 成年後見制度の利用を支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修実施

(5) サービス提供中に、当施設の職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを県及び市町村に通報します。

(記録の整備)

第 36 条 当施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 当施設は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第 12 条に規定する、提供した具体的なサービス内容等の記録

- (3)第 34 条に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4)第 25 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5)第 31 条に規定する苦情の内容等の記録
- (6)第 33 条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(法令との関係)

第 37 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令及び介護保険法に定めるところによる。

(改正)

第 38 条 この規程の改正は、社会福祉法人ラ・クール理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規定による改正後の運営規程の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の運営規程の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する